

# 中華人民共和國科學技術進步法

1993年7月2日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和國科學技術進步法

(1993年7月2日中華人民共和國主席令第四號公布)

## 目録

- 第1章 総則
- 第2章 科學技術と經濟建設及び社会發展
- 第3章 ハイテクノロジー研究とハイテクノロジー産業
- 第4章 基礎研究と応用基礎研究
- 第5章 研究開発機構
- 第6章 科學技術業務人員
- 第7章 科學技術進步の保障措置
- 第8章 科學技術奨励
- 第9章 法律責任
- 第10章 付則

## 第1章 総則

第1条 科學技術の進步を促進し、社会主義近代化の建設において優先して科學技術を發展させ、科學技術が第一の生産力とする役割を發揮し、科學技術が經濟建設に奉仕するよう推進するために、憲法に基づき本法を制定する。

第2条 国は經濟建設と社会發展において科學技術に依拠し、科學技術業務が經濟建設及び社会發展に奉仕するという基本の方針を実行する。

第3条 国は科學技術研究の自由を保障し、科學探求と技術創造を奨励し、科學技術を世界の先進水準に到達させる。

国と社会全体は知識を尊重し、人材を尊重し、科學技術業務人員の創造性ある労働を尊重して知的財産権を保護する。

第4条 国は科學技術の進步及び社会主義市場經濟の必要性に応じて、科學技術体制を改革し健全化させ、科學技術と經濟建設との効率的な結合体制を建設する。

第5条 国は科學技術の研究と技術の開発を奨励し、応用科學技術成果を普及させ、伝統産業を改造し、ハイテク産業を發展させ、並びに科學技術を応用して經濟建設及び社会發展に奉仕する活動を行う。

第6条 国は科學技術の知識を普及させ、公民全体の科學文化水準を向上させる。  
国は機關・企業事業組織・社会团体及び公民が科學技術進步活動に参加し、支持することを奨励する。

第7条 國務院は科學技術發展計画を制定し、科學技術の重大な項目及び科學技術と密接な関係のある重大な項目を確定し、科學技術進步と經濟建設、社会發展との調和を保障する。

科学技術発展計画と重要な政策を制定し、科学技術の重大な項目及び科学技術と密接な関係のある重大な項目を確定する場合は、科学技術業務人員の意見を十分に聴取し、科学的策定の原則を実施しなければならない。

第 8 条 国務院の科学技術行政部門は、全国の科学技術業務のマクロ管理と調整調和に責任を負う。国務院のその他の関係する行政部門は、国務院の定める職責範囲に基づき関係する科学技術進歩業務に責任を負う。

地方の各級人民政府は、有力な措置を講じ、科学技術の進歩を推進しなければならない。

国は少数民族地区・辺境貧困地区を助けて科学技術事業の発展を増進する。

第 9 条 中華人民共和国政府は積極的に外国政府・国際組織間の科学技術協力と交流を発展させ、研究開発機構・大学・社会团体及び科学技術業務人員が外国の科学技術界間に多種類の協力関係を建設することを奨励する。

## 第 2 章 科学技術と経済建設及び社会発展

第 10 条 国は新技術、新製品・新材料・新製造技術の研究開発、合理化建議の提出、技術改造及び技術協力活動を奨励し、絶えず製品の品質を向上させ、労働生産性と経済収益を高めて社会生産力を発展させる。

第 11 条 国は経済建設に対し重大な意義をもつ項目を選択して、科学技術研究と技術開発を組織し、生産分野における科学技術成果の普及応用を増進する。

第 12 条 国は技術市場を設立し発展させて、科学技術成果の商品化を推進する。技術貿易活動は自由意思・平等・互惠・有償及び誠実信用の原則を遵守しなければならない。

第 13 条 国は科学技術の進歩に依拠して、経済建設と社会発展を推進し、人口の増加を抑制し、人口の素質を高め、合理的に資源を開発、利用し、自然災害を防止し、生活環境及び生態環境を保護する。

第 14 条 国は科学技術に依拠して、農村経済を振興し、農業科学技術成果の普及と応用を促進し、高生産量・優性・高収益の近代農業を発展させる。

第 15 条 県級以上地方の各級人民政府は措置を講じ、農業科学技術研究開発機構及び示範普及機構が自主管理をし、実験基地と生産資料を使用し、農業新品種・新技術の研究開発・実験及び普及を行う権利に対し保障を与える。

農業科学技術成果の応用と普及は、関係法律の定めに基づいて有償サービス又は無償サービスを実行する。

第 16 条 地方各級人民政府は農村の大衆的科学技術組織の発展を奨励し支持しなければならない。耕作業・林業・牧畜業・漁業などに対し生産前・生産中・生産後の体系的な社会化した科学技術サービスを提供しなければならない。

第 17 条 国は科学技術進歩に依拠して、工業・交通運送業・郵便通信・地質探査・建築据付及び商業などの業種を発展させ、経済収益及び社会公益を高める。

第 18 条 国は企業が技術開発機構を建設し健全化させることを奨励し、企業と研究開発機構・大学との連合と協力を奨励して、研究開発・中間実験及び工業化実験の能力を増強する。

第 19 条 企業は国際・国内市場の需要に応じて技術改造及び設備更新を行い、科学管理水準を高め、新技術を導入し開発して市場競争能力を増強する。

企業は技術改造を行い又は外国から先進技術と設備を導入する場合は、コンサルタントと論証を経、かつ国の産業政策と技術政策を実施しなければならない。

企業は新技術を採用して新製品を開発し製造する場合は、国の規定に基づき優遇措置を享受することができる。

第 20 条 国は科学技術進歩に依拠して、国防科学技術事業を発展させ、国防の近代化建設を促進し、国防実力を増強する。

第 21 条 国は先進的科学技术を応用することを奨励して、教育・文化・衛生・体育等各種の事業の発展を促進する。

### 第 3 章 ハイテクノロジー研究とハイテクノロジー産業

第 22 条 国はハイテクノロジーの研究を推進し、科学技術進歩におけるハイテクノロジーの先導的役割を発揮する。ハイテクノロジー産業の形成と発展を助成、促進し、ハイテクノロジーを利用して伝統産業を改造し、経済建設におけるハイテクノロジーの役割を発揮する。

第 23 条 国務院の科学技術行政部門とその他の関係行政部門は、全国範囲において科学技術機構を組織しハイテクノロジー研究を実施し、ハイテクノロジー研究成果を普及させる。

第 24 条 国務院の認可を経、条件を備えた地区を選択してハイテクノロジー・新技術産業開発区を建設する。

第 25 条 ハイテクノロジー・新技術産業開発区内及びハイテクノロジー・新技術産業開発区以外においてハイテクノロジー製品の開発・生産に従事する企業及び研究開発機構に対しては、国の定める優遇政策を実施する。その具体的な規則は国務院が定める。

第 26 条 国はハイテクノロジー製品の開発・生産及び経営に従事する企業を奨励し又は導いて国際規範に適合する管理制度を採用し、国際基準のハイテクノロジー製品を生産し、国際市場の競争に参加して、ハイテクノロジー産業の国際化を推進する。

## 第4章 基礎研究と応用基礎研究

第27条 国は基礎研究及び応用基礎研究の持続的、かつ安定的発展を保障し、科学技術進歩の基礎を強化する。

基礎研究と応用基礎研究に用いる経費は、研究開発経費の総額において適当な比例を占めなければならない。

第28条 国務院の科学技術行政部門は先端学科及び経済・社会発展についての重大な基礎科学研究課題に対して、計画を組んで実施を組織しなければならない。

研究開発機構・大学及びその他の企業事業組織と公民は、自主的に課題を選択し基礎研究と応用基礎研究を行うことができる。

第29条 国は自然科学基金を設置し、専門家の評議並びに優先的支持の原則により、基礎研究と応用基礎研究に資金援助を与える。

国は優秀な青年の科学研究活動を支持し、自然科学基金において青年科学基金を設置する。

第30条 国は重点実験室の建設を支持し、基礎研究と応用基礎研究基地を建設する。国の重点実験室は国内国外に開放する。

## 第5章 研究開発機構

第31条 国は経済建設及び科学技術進歩の必要に基づき、統一企画により研究開発機構の部署を指導して、近代化の科学技術研究開発体系を建設する。

第32条 国は基礎研究と応用基礎研究、ハイテクノロジー研究、重大な工程建設項目の研究、重大な科学技術の重要項目研究、重点的社会公益科学技術研究に従事する研究開発機構と大学に対して、経費・実験手段などの面において支持を与える。

第33条 国は技術開発に従事する研究開発機構が単独又は企業事業組織と連合で技術成果を開発することを奨励し、誘導して技術・工業・貿易又は技術・農業・貿易経営の一体化を実施する。

国は科学技術諮問・科学技術情報及び社会公益に関する研究開発機構が次第に企業化経営を実施し又は有償サービスを行うことを奨励し誘導する。

第34条 研究開発機構は院長又は所長責任制を実行する。

研究開発機構は国の関係規定に基づき研究開発・生産経営・経費支出・機構設置・人員雇用などの面における自主権を有する。

第35条 国は民間社会が自ら研究開発機構を設立することを奨励し、その合法的権益を保障する。

第36条 研究開発機構は法により国外で投資し、支店を設立することができる。

国外の組織と個人は中国国内において法により研究開発機構を設立することができ、

中国の研究開発機構又はその他の組織と、中外合弁、中外合作の研究開発機構を設立することもできる。

## 第6章 科学技術業務人員

第37条 科学技術業務人員は社会主義近代化建設事業の重要な力である。国は各種の措置を講じて科学技術業務人員の社会的地位を高め、各種の形式を通じて各種専門的な科学技術人材を育成し成就させ、有利な環境と条件をつくり出し、科学技術業務人員の役割を十分に発揮させる。

第38条 各級人民政府と企業事業組織は、措置を講じて逐次科学技術業務人員の待遇を高め、その業務条件と生活条件を改善する。顕著な貢献をした科学技術業務人員に対しては、優遇措置を与えなければならない。

第39条 各級人民政府と企業事業組織は科学技術業務人員の合理的転職のために環境と条件をつくり、その専門的長所を発揮させなければならない。

第40条 基礎研究と応用基礎研究、ハイテクノロジー研究、重大な工程建設項目の研究、重大な科学技術の重要項目研究及び重点的社会公益科学技術研究に従事し、並びに農村貧困地区、少数民族地区及び劣悪で危険な環境に勤務する科学技術業務人員に対して、国の定めに基づき手当を与える。

第41条 国は専門技術資格階級制度を実行する。科学技術業務人員はその学術水準、業務能力及び業務実績により相応の資格を取得することができる。

第42条 科学技術業務人員は法により科学技術社会团体を設立し又は参加する権利を有する。

科学技術社会团体は科学の発展を推進し科学技術の知識を普及させ、専門的人材を育成し、諮問サービスを行い、学術交流を促進し、科学技術業務人員の合法的權益を擁護するなどの面において、積極的な役割を発揮しなければならない。

第43条 国は外国に赴任していた科学技術業務人員が帰国して社会主義近代化建設に参加し、又はその他の方式で国家の建設に奉仕することを奨励する。

第44条 科学技術業務人員は職業道德を遵守し、本職業務を完成し、自身の科学技術水準を高めるように努力しなければならない。

## 第7章 科学技術進歩の保護措置

第45条 国は逐次科学技術経費の支出の総体レベルを高める。全国の研究開発経費が国民総生産高において適当な比例を占めなければならない、かつ逐次高進し科学技術・経済・社会の発展に適応させなければならない。全国の研究開発経費が国民総生産高に占める具体的比例は、国務院が定める。

国家財政が科学技術に用いる経費の増長幅は、国家財政の經常収入の増長幅を超えな

なければならない。

いかなる組織又は個人も国家財政の科学技術経費を流用し、横領し又は留保してはならない。

第 46 条 国は企業が研究開発及び技術革新に対する投資を増加させることを奨励する。企業の技術開発経費は実際発生額により原価費用に計上する。

第 47 条 国家の金融機関は信用及び貸出しの面において科学技術成果の商品化を支持しなければならない。

第 48 条 技術開発に従事する研究開発組織は、国家の関係規定に基づいて多種類の形式を採用し、社会に向け研究開発資金を調達することができる。

第 49 条 国は国内と外国の組織又は個人が各種の科学基金を設立し科学研究及び技術開発を助成することを奨励する。

第 50 条 國務院関係行政部門及び地方各級人民政府は、措置を講じて科学技術の情報交流を発展させ、近代化の科学技術情報ネットワークを設置しなければならない。

第 51 条 国は科学技術秘密保護制度を設置し、国家の安全及び利益に係わる科学技術秘密を保護する。

国は稀有な生物の種子及び物質など資源の輸出を厳格に管理する。

## 第 8 章 科学技術奨励

第 52 条 国は科学技術奨励制度を設置して科学技術進歩活動において重要な貢献をした公民、組織に対し奨励を与える。

第 53 条 国は科学技術事業の発展に著しい貢献をした公民に対して、法により国家栄益称号を授与する。

第 54 条 国は自然科学奨、技術発明奨、科学技術進歩奨、国際科学技術協力奨を設立する。必要な場合は、その他の科学技術奨を設立することができる。

自然科学奨は、基礎研究及び応用研究につき自然現象、特徴及び法則を説明して重大な科学発見をした公民に授与する。

技術発明奨は、科学技術知識を利用し、生産品、製造技術、材料及びそのシステムなどにつき重大な技術発明をした公民に授与する。

科学技術進歩奨は、先進科学技術成果の応用と普及において重大な科学技術工程、計画及び項目をなしとげ、又は科学技術管理の改革などの仕事において著しい貢献をした公民又は組織に授与する。

国際科学技術協力奨は、中国の科学技術事業に対し重要な貢献をした外国人と組織に授与する。

第 55 条 企業事業組織は国家の関係規定に従い科学技術成果の実施により増加した

利潤留保から一定比例の金額を計算して、技術成果を完成した個人に報奨を与えなければならない。

第 56 条 国内・外国の組織又は個人は科学技術奨励基金を設置して、科学技術進歩活動において著しい貢献をした公民又は組織に報奨を与えることができる。

## 第 9 章 法律責任

第 57 条 国家財政制度、財務制度に違反して、国家財政の科学技術経費を流用し、横領し又は留保した場合は、上級機関が期限を定め流用し横領し又は留保した経費を還付するように命じる。情状が重い場合は、上級機関又は所在組織は直接責任者に対し行政処分を与える。

第 58 条 職権を乱用し、科学技術発明又は合理化提案を圧制して情状が重い場合は、直接責任者に対し行政処分を与える。

第 59 条 新技術・新製品の開発及び科学技術成果の申告において、詐欺手段をとり優遇又は奨励を取得した場合は、当該優遇及び奨励を取消し、かつ行政処罰又は行政処分を与える。

科学技術成果鑑定に参加する要員が故意に虚偽の鑑定を行った場合は、関係主管部門が行政処分を与える。

第 60 条 剽窃・改ざん・盗用又はその他の方式により他人の著作権・特許権・発見権・発明権及びその他の科学技術成果権を侵害又は不法に技術秘密を窃取した場合は、関係法律の規定により処理する。

## 第 10 章 付則

第 61 条 国務院の科学技術行政部門及び関係行政部門は、本法に基づき実施規則を制定し、国務院の承認を経た後実施する。

第 62 条 本法は 1993 年 10 月 1 日から施行する。